

令和3年分確定申告の留意点

今回の確定申告では、昨年と比べて実質的には大きな変更は無く、様式等の変更が主になります。今回は確定申告で留意すべき点を中心にご紹介いたします。税務署(国税庁)でも申告作業を容易に行えるよう、システム整備を進めていますので、国税庁のサイトをご利用して、ご自身でパソコン・スマホでの申告をされてはいかがでしょうか。<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>

国税庁2月3日発表！【新型コロナウイルス感染症への対応】

新型コロナウイルス感染症の影響により、申告期限に間に合わない場合、**4月15日までであれば、簡便な方法で申告・納付期限の延長ができます。**<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

1 確定申告の留意点

項目	内容
1 ふるさと納税 ワンストップ特例	ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けていたとしても、 確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を確定申告の寄附金控除額の計算に含める必要があります。 ここで漏れないよう、ご注意ください。
2 ふるさと納税 返戻品(一時所得)	ふるさと納税の返礼品は一時所得に該当します。返礼品の合計が「50万円」に満たなければ、控除額の範囲内に収まり、課税されません。しかし、 懸賞金・保険の満期金等のその他の一時所得がある場合、控除額の範囲を超える可能性があるため、留意する必要があります。 返礼品の時価を把握することが困難な場合、一般的に返礼品は寄附額の3割程度ですので、その金額で申告することが考えられます。
3 退職金	昨年までは源泉徴収により課税が済んでいる退職所得に関しては申告が不要でした。しかし、 令和3年分より、退職所得のある人が確定申告書を提出する場合には、退職所得を含めて申告する必要 となりました。

2 様式の改正点

①押印の廃止(申告書B第一表)

申告する本人及び税理士の押印が不要となりました。※誤って押印しても問題はありません。

②「収入等の金額」に区分追加(申告書B第一表)

「営業等」「農業」の横に帳簿・記帳状況を表すための区分が追加されています。また、「不動産」に関しては【国外中古建物に係る特例適用】の有無の区分が追加されています。

③「収入等の金額」に区分追加(申告書B第二表)

〔所得の内訳〕について、支払者が法人である場合、住所等に代えてその法人の法人番号(13桁)の記入だけでも認められます。

④ 住民税・事業税に関する事項に欄追加(申告書B第二表)

〔特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要〕欄が追加されました。これにより、当該事項につき住民税の申告不要とするために別途【住民税等の申告手続】を行わなくて済みました。

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	収入金額	源泉徴収税額

住民税・事業税に関する事項

非上場株式の少数配当等	非居住者の特別	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要

@ 2月の予定

- 2/10・1月分源泉所得税
 - ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 2/28・12月決算法人の確定申告
 - ・3,6,9月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

